

生徒心得

この心得は、生徒諸君が本校の教育目標に従い、正しい学校生活を送るために必要と思われることの大綱を示したものである。

1. 生活目標

- (1) 生徒の本分は学習にある。常に怠らずに学力の充実につとめる。
- (2) 学校は一つの社会である。常に本校生徒としての自覚を失わず、互いに戒め、互いに親しみ、自律的な行動をするようにつとめる。
- (3) 余暇の善用を図り、常に健康な身体、豊かな人間性、品位ある人格の形成につとめる。

2. 服装

- (1) 服装・・・清潔質素なもので品位を失わないように心がける。
- (2) 制服・・・男子は黒詰襟学生服、女子は所定の紺背広型スーツ(女子用スラックス含)に無地の白ワイシャツとする。但し、夏季にあつては白ワイシャツ等、襟付の白無地のシャツを着用する。
- (3) 移行措置(気候に応じて対応する)
 - ア 期間 (ア) 初夏 5月中旬～6月中旬
(イ) 初秋 9月中旬～10 月中旬
 - イ 服装 (ア) 男女とも移行期間中の上着着用は任意とする。
(イ) 移行期間にあつては、セーター・カーディガンでの通学を認める。
(ウ) 上着を着用しない場合の服装は、白ワイシャツ等、襟付の白無地のシャツとする。女子のベストの着用は任意である。
- (4) 校章・・・左襟または左胸につける。
- (5) 靴・・・通学用には運動靴または黒・茶の短靴とする。校舎内では所定の上履きを用いる。

3. 校内生活

- (1) 始業時刻は午前8 時40 分とする。
- (2) 下校時刻は次のように定める。
午後6 時30 分
尚、部活動等参加生徒は活動終了後、速やかに下校すること。
- (3) 次の場合は所定の手続きをとること。
 - ア 欠席・遅刻・・・欠席・遅刻をする場合は、学校に連絡すること。ただし、医師から次の病気と診断され欠席する場合には、出席停止扱いとなるので、登校しないこと。完全に病気が治り登校したときに、担任から「出席停止学校伝染病報告書」を受け取り、所定の事項を記入して提出すること。

※出席停止になる病気

インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三

日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、感染性胃腸炎、流行性角膜炎、急性出血性結膜炎

イ 早退・外出……………早退または外出のため欠課をする場合は学級担任に連絡し、許可を受けること。ただし、登校してから傷病により早退したい場合には、保健室で養護教諭の指示を受けて、保健連絡用紙に記入し、その後担任の許可を受けること。

ウ 異装……………異装する場合は、異装届を学級担任に提出し許可を受けること。

(4) 次のことを行う場合は関係の先生の許可を受けること。

ア 文書、図画を配布または掲示すること。

イ 物品や金銭を集めること。

(5) バイクや自動車を登下校に利用しないこと。また登下校に利用しない場合でも、制服を着用して運転はしないこと。

(6) 登下校に自転車を利用する場合には、別に定める様式により届け出ること。

4. 校外生活

(1) 校外においては特に服装、言動に留意し自律自制につとめる。

(2) 外出時には身分証明書を携行すること。

(3) 風紀上好ましくない飲食店、娯楽場等には出入りしないこと。

(4) 宿泊を伴う旅行の場合は、別に定める様式により届け出ること。

(5) 登山等野外活動に出かける場合は責任者と同行し、別に定める様式により届け出ること。但し、冬山の登山は原則的に禁止されている。

(6) アルバイトを行う場合は別に定める様式により届け出ること。

(7) 万一伝染病の発生、火災等事故にあったときは速やかに学校に連絡すること。

(8) バイクや自動車の免許をとった場合には、別に定める様式により届け出ること。